

# 暮らしの情報

生活に役立つ、身近な情報



## 第39回三笠市交通安全・防犯・暴力追放・社会を明るくする運動合同推進大会

【日時】7月2日(日)午前10時

【場所】市民会館大ホール

交通安全や防犯などに対する意識を高めて、犯罪や暴力のない明るく住みよいまちづくりを目指すため、各団体が集い合同推進大会を開催します。

各種団体による推進宣言、青少年育成・非行防止標語入選者表彰、北海道警察音楽隊・カラーガード隊によるステージ演奏などをを行います。

また、特殊詐欺被害防止に関するブースにおいて『1億円レプリカ』を展示するほか、北海道警察の『白バイ』の展示や『子ども(幼児)警察官制服』着用コーナーなども設けていますので、ぜひご参加ください。

【問合せ先】生活安全センター 交通安全係 ☎ 7777

## 夏の暴力追放運動

善良な市民が狙われています

「許すな暴力」「許すな犯罪」  
見たら聞いたら警察へ！

▼形を変え巧妙な手口の「架空請求」や「暴力団による不当請求」などの事件が全国で多発し、いまだに後を絶ちません。身に覚えのない要求があったときは、必ず家族や三笠消費者協会、警察などに相談しましょう。

▼覚えい剤、薬物など好奇心から手を出す人がいますが、薬害だけではなく暴力団関係者との関係にもつながるので、絶対に手を出してはいけません。

▼非行行為を目撃したときは保護者や関係者に知らせましょう。

【問合せ先】三笠市暴力追放運動推進協議会 ☎ 2151 / 三笠消費者協会 ☎ 2189

## 自動音声ガイダンスの詐欺電話にご注意を

NTTファイナンスに成りすました「自動音声ガイダンス」での詐欺電話が発生しています。音声ガイダンスにしたがって指定の電話番号を押してしまうと電子マネーや現金がだまし取られる仕組みですので、不審な電話で詐欺と思われる場合には、すぐに警察に通報願います。

【問合せ先】北海道警察本部生活安全企画課特殊詐欺抑止対策係 ☎ 0112510110 内線3028 / 三笠消費者協会 ☎ 2189



## 国民年金保険料の免除・納付猶予制度

国民年金保険料が免除または納付猶予となる制度があります。免除・納付猶予を受けた期間は、年金の受給資格期間に算入されません。また、10年以内であれば後から免除・納付猶予を受けた保険料を納めることができます。保険料を未納のままにしておくと、障害や死亡など不慮の事態が起きたときに、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合もありますので、保険料の納付が経済的に困難なときには、早めにご相談ください。

▼保険料免除制度：本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合や失業されたときなどは、申請により保険料の全額または一部が免除されます。

▼保険料納付猶予制度：20歳から50歳未満の方(学生を除く)で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

▼申請できる期間：本年度保険料の免除・納付猶予申請は、今月から受け付けます。また、過去の保険料も申請から2年1カ月前までは遡って申請できます。

▼学生納付特例制度：学生で、本人の所得が一定額以下の場合、申請により在学中の保険料の納付が猶予されます。本年度保険料の納付猶予申請は4月から受け付けています。

▼手続きに必要なもの①基礎年金番号通知書、年金手帳またはマイナンバーカード②本人確認書類(写真有1点または写真無2点)③失業による申請の場合、雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票など、その事実を確認できる証明書類④学生納付特例申請の場合、在学証明書または学生証の写し

※新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例手続き(令和4年度分をもって終了)もありますので、詳しくは問い合わせください。

【問合せ先】市民生活課市民年金係 ☎ 3187 / 岩見沢年金事務所 ☎ 0126225804



## 国民健康保険料の軽減制度

勤務先の倒産や解雇により離職された方は、国民健康保険料が軽減となるので、申し出てください。軽減は、前年の給与所得を100分の30と見なして算定します。

【対象期間】離職日の翌日からその年度の翌年度末、または国民健康保険の資格喪失まで

### 【対象】

- ▼離職日の時点で65歳未満
- ▼雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職または、特定理由で離職者（雇止めなどによる離職）
- ※高年齢受給資格者と特例受給資格者は対象になりません

◆特定受給資格者・特定理由で離職者に該当する方雇用保険受給資格者証の第1面「離職理由」欄または「離職年月日理由」欄に次のコードが記載されている方

- ▼特定受給資格者
- 【対象コード】11.12.21.22.31.32
- ▼特定理由で離職者
- 【対象コード】23.33.34

【届出方法】「雇用保険受給資格者証」を持参してください。

【問合せ先】市民生活課保険医療係  
TEL②3188

## 医療費助成制度

【乳幼児など】お子さんの医療費を助成します。

### 《助成範囲》

- ▼就学前の乳幼児：入院、通院
- ▼小学生：入院
- 【重度心身障害者】心身に一定の障がいのある方の医療費を助成します。

### 《助成範囲》

- ▼身体障害者手帳の等級が1級・2級・3級（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓）の方
- ▼入院、通院
- ▼療育手帳A判定、精神上で重度の認定、IQ35以下、日常生活において介護を必要とする肢体不自由などの障害を有する方でIQ50以下
- ▼入院、通院
- ▼精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方
- ▼通院

【ひとり親家庭など】ひとり親家庭の18歳までの児童（引き続き）または父の扶養を受けている場合は20歳まで）とその母または父の医療費と、両親のいない18歳までの児童の医療費を助成します。

### 《助成範囲》

- ▼児童→入院、通院
- ▼母または父→入院

※いずれの助成も所得制限があります。詳しくは問い合わせください。

◎子どもの医療費助成事業：市では上記の助成制度とは別に、子育て支援を目的に18歳以下の子ども医療費を市独自で助成しています。

▼保険適用分のお子さんの医療費の自己負担分を市内商品券で交付します。

▼市内に住民登録がある18歳以下のお子さんが対象です。

▼申請日前1年以内に受診された領収書が必要です。

▼医療費の領収書、印鑑、お子さんの保険証、申請者の本人確認書類を持参してください。

▼世帯のきょうだいなどの領収書を合算して申請できます。

※申請額の1,000円未満の端数は切り捨て

▼同一世帯のすべての方が市に納入する税および使用料などを滞納していないこと

【申請・問合せ先】市民生活課保険医療係TEL②3188

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

被保険者の皆さんにお支払い

いただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。保険料率は次のとおりで、保険料は7月に個別にお知らせします。

### ◆新しい保険証の交付について

現在の橙色の保険証（被保険者証）は、7月31日で有効期限が満了となり、8月以降は使用できなくなり、7月中に新しい黄色の保険証を送りますので、今まで使用していた保険証は8月以降に廃棄してください。

### ◆認定証をお渡しします：限度額適用・標準負担額減額認定証

または限度額適用認定証は、世帯の方が外来診療や入院されたときに、医療費や食事代などの自己負担限度額を軽減するため必要になります。現在お持ちの水色の減額認定証は、7月31日

の有効期限が満了となり、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい黄緑色の減額認定証を送りますので、今までの減額認定証は8月以降に廃棄してください。

【問合せ先】市民生活課保険医療係TEL②3188 / 北海道後期高齢者医療広域連合TEL011-2905601

## 新型コロナウイルスワクチン接種

より多くの方が接種することでウイルスのまん延を抑えることができますので、この機会に接種することをお勧めします。

▼小児用オミクロン株対応ファイザー

【日程】7月22日（土）／午後3時、8月4日（金）／午後3時15分

【場所】ふれあい健康センター

【対象】3～5回目の新型コロナウイルスワクチン接種を希望する5歳～11歳の市民の方

▼乳幼児用ファイザー

【日程】7月27日（木）／午後1時30分、8月31日（木）／午後1時30分

【場所】市立三笠総合病院（2階旧腎病棟）

【対象】1～3回目の新型コロナウイルスワクチン接種を希望する生後6カ月～4歳の市民の方

【申込方法】ふれあい健康センターの窓口または電話での申し込みは接種日の3日前までに、希望日時

接種券番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号をお伝えいただき、申し込みください。

【料金】無料

【申込・問合せ先】ふれあい健康センターTEL③2010